

令和6年2月

郡山地方広域消防組合議会定例会議案

(2月7日提出)



# 目 次

議案第 1 号	令和 5 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）	4
議案第 2 号	郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	22
議案第 3 号	郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	36
議案第 4 号	令和 6 年度郡山地方広域消防組合一般会計予算	44
議案第 5 号	郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例	86
議案第 6 号	郡山地方広域消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	88
議案第 7 号	郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	90
議案第 8 号	郡山地方広域消防組合手数料条例の一部を改正する条例	92

令和 5 年度郡山地方広域消防組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度郡山地方広域消防組合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 83,810 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,584,365 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 2 月 7 日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		26,532	△679	25,853
	1 国庫補助金	26,532	△679	25,853
5 財産収入		561	△40	521
	1 財産運用収入	560	△40	520
6 繰入金		125,044	84,529	209,573
	1 基金繰入金	125,044	84,529	209,573
歳 入	合 計	4,500,555	83,810	4,584,365

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		219,094	△40	219,054
	1 総務管理費	219,083	△40	219,043
3 消防費		4,071,605	83,850	4,155,455
	1 消防費	4,071,605	83,850	4,155,455
歳 出	合 計	4,500,555	83,810	4,584,365

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	千円 8,826
仮眠用寝具賃借料	令和5年度から 令和6年度まで	4,838
自家用電気工作物保安管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,344
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	2,121
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム 保守管理業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	72,503
Live119システム使用料	令和5年度から 令和6年度まで	264
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	198

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	4,261,303	0	4,261,303
2 使用料及び手数料	4,344	0	4,344
3 国庫支出金	26,532	△679	25,853
4 県支出金	1,451	0	1,451
5 財産収入	561	△40	521
6 繰入金	125,044	84,529	209,573
7 繰越金	49,121	0	49,121
8 諸収入	6,999	0	6,999
9 組合債	25,200	0	25,200
歳入合計	4,500,555	83,810	4,584,365



(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	組合債	その他	
1 議会費	568	0	568				
2 総務費	219,094	△40	219,054			△40	
3 消防費	4,071,605	83,850	4,155,455	△679		40,181	44,348
4 公債費	191,288	0	191,288				
5 予備費	18,000	0	18,000				
歳出合計	4,500,555	83,810	4,584,365	△679		40,141	44,348

郡山地方広域消防組合一般会計

## 2 歳入

### (款) 3 国庫支出金

#### (項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 消防費国庫補助金	26,532	△ 679	25,853	1 消防費国庫補助金	△ 679	緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 42 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 △ 721
計	26,532	△ 679	25,853			

### (款) 5 財産収入

#### (項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 利子及び配当金	53	△ 40	13	1 利子及び配当金	△ 40	財政調整基金利子 △ 12 退職手当基金利子 △ 28
計	560	△ 40	520			

### (款) 6 繰入金

#### (項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 退職手当基金繰入金	125,044	62,768	187,812	1 退職手当基金繰入金	62,768	退職手当基金繰入金 62,768
2 財政調整基金繰入金	0	21,761	21,761	1 財政調整基金繰入金	21,761	財政調整基金繰入金 21,761

3款 国庫支出金

5款 財産収入

6款 繰入金

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	125,044	84,529	209,573			

6款 繰入金

### 3 歳出

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 基金費	219,083	△40	219,043	特定財源	△40	24 積立金	△40	◎財政調整基金費	△12
				その他	△40			◎退職手当基金費	△28
特定財源の内訳									
				(他) 財政調整基金利子	△12				
				(他) 退職手当基金利子	△28				
計	219,083	△40	219,043	特定財源	△40				
				その他	△40				

#### (款) 3 消防費

##### (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳		節		説明	
						区分	金額		
1 常備消防費	3,942,594	115,354	4,057,948	特定財源	39,460	1 報酬	231	◎職員給与費	101,699
				国・県	△721	2 給料	19,000	◎職員研修費	△1,000
				その他	40,181	3 職員手当等	82,468	◎職員福利厚生費	△1,214
				一般財源	75,894	8 旅費	△841	◎警防活動管理費	△812
						10 需用費	△250	◎救急活動管理費	17,325

2款 総務費

3款 消防費

## (款) 3 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の内訳	節		説明		
					区分	金額			
1 常備消防費	特定財源の内訳				11 役務費	△812	◎消防車両運行管理費	△553	
	(国) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金				△721	12 委託料	△1,214	◎消防ICT推進管理	
	(他) 退職手当基金繰入金				40,181	13 使用料及び賃借料	△553	費	△91
						17 備品購入費	17,325		
2 消防施設費	129,011	△31,504	97,507	特定財源	42	10 需用費	979	◎消防庁舎維持補修費	△13,519
				国・県	42	12 委託料	△17,820	◎消防庁舎改修費	△17,985
				一般財源	△31,546	14 工事請負費	△14,663	◎消防車両整備事業費	0
				特定財源の内訳					
				(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金	42				
計	4,071,605	83,850	4,155,455	特定財源	39,502				
				国・県	△679				
				その他	40,181				
				一般財源	44,348				

3款 消防費

給 与 費 明 細 書

一般職  
(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(7) [2] 410	3,307	1,572,334	1,333,491	2,909,132	558,033	3,467,165	
補正前	(7) [2] 411	3,076	1,553,334	1,251,023	2,807,433	558,033	3,365,466	
比 較	(0) [0] △ 1	231	19,000	82,468	101,699	0	101,699	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[ ]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	補 正 後	69,084	50,321	30,720	28,977	154,705	121,500	20,210
	補 正 前	69,084	50,321	30,720	28,977	151,705	121,500	20,210
	比 較	0	0	0	0	3,000	0	0
手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後	0	75	344,655	273,163	10,405	41,261	0
	補 正 前	0	75	338,255	262,863	10,405	41,261	0
	比 較	0	0	6,400	10,300	0	0	0
内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)					
	補 正 後	603	187,812					
	補 正 前	603	125,044					
	比 較	0	62,768					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考		
給 料	19,000	給与改定に伴う増減分	19,754		給与改定の状況 給料の単純引上率 1.63% 給与改定実施時期 令和5年4月	
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△754			
職員手当	82,468	制度改正に伴う増減分	16,700	期末手当 6,400 勤勉手当 10,300		
		その他の増減分	65,768	退職手当 62,768 その他 3,000		

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の  
見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	8,826			令和5年度 令和6年度	8,826				8,826
仮眠用寝具賃借料	4,838			令和5年度 令和6年度	4,838				4,838
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,344			令和5年度 令和6年度	2,344				2,344
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	2,121			令和5年度 令和6年度	2,121				2,121
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	72,503			令和5年度 令和6年度	72,503				72,503
Live119システム使用料	264			令和5年度 令和6年度	264				264
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	198			令和5年度 令和6年度	198				198



( 予 算 資 料 )

# 1 令和5年度一般会計補正予算

(単位 千円)

会 計 名	補正前の額	補正額	計
一 般 会 計	4,500,555	83,810	4,584,365
合 計	4,500,555	83,810	4,584,365

## 2 一般会計歳出補正予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 報酬			231			231	3,319	3,550
2 給料			19,000			19,000	1,553,334	1,572,334
3 職員手当等			82,468			82,468	1,300,338	1,382,806
4 共済費						0	558,033	558,033
7 報償費						0	1,827	1,827
8 旅費			△ 841			△ 841	13,849	13,008
9 交際費						0	150	150
10 需用費			729			729	227,199	227,928
11 役務費			△ 812			△ 812	41,563	40,751
12 委託料			△ 19,034			△ 19,034	179,871	160,837
13 使用料及び賃借料			△ 553			△ 553	47,320	46,767
14 工事請負費			△ 14,663			△ 14,663	42,646	27,983
17 備品購入費			17,325			17,325	84,849	102,174
18 負担金補助及び交付金						0	16,039	16,039
22 償還金利子及び割引料						0	191,288	191,288
24 積立金		△ 40				△ 40	219,083	219,043
26 公課費						0	1,847	1,847
予備費						0	18,000	18,000
歳出合計	0	△ 40	83,850	0	0	83,810	4,500,555	4,584,365

### 3 一般会計歳出補正予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質別名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	補正前の額	合計
1 人件費			101,699			101,699	3,367,474	3,469,173
うち職員給			101,699			101,699	2,804,357	2,906,056
2 扶助費						0	49,315	49,315
3 公債費						0	191,288	191,288
4 物件費			△ 3,670			△ 3,670	488,816	485,146
5 維持補修費			△ 13,519			△ 13,519	40,131	26,612
6 補助費等						0	20,912	20,912
7 積立金		△ 40				△ 40	219,083	219,043
8 普通建設事業費			△ 660			△ 660	105,536	104,876
(1) 補助事業費						0	54,120	54,120
(2) 単独事業費			△ 660			△ 660	51,416	50,756
9 予備費						0	18,000	18,000
歳出合計	0	△ 40	83,850	0	0	83,810	4,500,555	4,584,365



郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定め</p>	<p>(期末手当) 第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定め</p>

る額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

る額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～6 （略）

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	211,800	244,600	276,500	301,000	330,300	374,100	420,500
	2	166,400	213,500	246,100	278,400	303,200	332,600	376,800	423,000
	3	167,600	215,200	247,600	279,900	305,300	334,800	379,400	425,500
	4	168,700	216,500	249,100	281,400	307,400	336,900	381,900	428,100
	5	169,900	218,100	250,400	283,000	309,300	338,900	384,000	430,000
	6	171,100	219,900	251,900	284,900	311,400	341,000	386,600	432,100
	7	172,200	221,300	253,400	286,900	313,200	343,000	389,100	434,400
	8	173,300	222,900	254,900	288,600	314,900	344,900	391,700	436,600
9	174,400	224,400	256,500	290,300	316,700	347,000	394,000	438,500	

10	175,700	225,900	257,800	292,200	318,900	349,000	396,700	440,600
11	177,000	227,100	259,300	294,200	321,200	351,100	399,400	442,700
12	178,400	228,600	260,500	296,100	323,200	353,100	401,800	444,600
13	179,700	229,900	261,700	297,900	325,200	355,100	404,100	446,600
14	181,100	231,400	263,100	299,700	327,200	357,100	406,400	448,500
15	182,400	232,700	264,300	301,400	329,100	359,100	408,700	450,400
16	183,900	234,300	265,700	302,800	331,100	361,200	411,100	452,300
17	185,200	236,100	266,900	304,400	333,200	363,100	413,000	454,200
18	186,600	237,400	268,600	306,500	335,300	365,100	415,000	455,900
19	188,000	239,100	269,800	308,600	337,300	367,100	416,900	457,700
20	189,400	240,400	271,100	310,500	339,300	369,100	418,800	459,400
21	190,900	241,900	272,500	312,200	341,200	370,900	420,600	461,100
22	193,200	243,500	274,100	314,100	343,200	372,900	422,400	462,600
23	195,500	244,900	275,900	316,100	345,300	374,700	424,300	464,100
24	197,800	246,400	277,500	317,900	347,200	376,700	426,100	465,600
25	200,500	247,800	279,000	319,700	348,800	378,600	428,000	467,000
26	202,100	249,300	280,600	321,700	350,800	380,600	429,500	468,300
27	203,900	250,700	282,400	323,800	352,800	382,500	430,900	469,600
28	205,600	251,800	284,100	325,900	354,800	384,500	432,400	470,700
29	207,100	252,900	285,800	327,800	356,400	386,200	434,000	471,800
30	207,700	254,000	287,400	329,900	358,300	388,000	435,300	472,700
31	209,500	255,000	289,000	331,900	360,100	389,800	436,600	473,400
32	210,500	256,100	290,700	333,900	361,900	391,600	437,800	474,100
33	211,800	257,200	292,200	335,500	363,800	393,100	438,900	474,800
34	213,200	258,500	293,900	337,500	365,600	394,500	440,200	475,600
35	214,400	259,300	295,400	339,600	367,300	395,900	441,600	476,300
36	215,400	259,900	296,800	341,600	369,200	397,300	442,900	477,000
37	216,700	260,600	298,300	343,200	370,700	398,900	444,100	477,500



38	218,100	261,800	300,000	345,200	372,000	400,100	444,900	478,100
39	219,100	263,200	301,600	347,200	373,300	401,400	445,700	478,700
40	220,100	264,400	303,200	349,200	374,700	402,500	446,500	479,400
41	221,600	265,500	305,000	351,200	375,800	403,400	447,100	480,000
42	222,600	266,600	306,600	353,100	376,800	404,600	447,800	480,400
43	223,600	267,900	308,300	355,000	377,800	405,700	448,500	480,700
44	224,500	269,000	309,900	356,700	378,900	406,800	449,300	481,200
45	225,400	270,000	311,500	358,300	379,900	407,600	450,100	481,700
46	226,300	271,200	313,200	359,800	380,700	408,300	450,900	
47	227,200	272,400	314,900	361,200	381,600	409,000	451,400	
48	228,000	273,400	316,400	362,700	382,400	409,600	452,100	
49	229,100	274,400	317,600	364,100	383,300	410,200	452,600	
50	230,000	275,600	319,100	365,000	384,100	410,800	453,000	
51	230,900	276,500	320,700	365,900	384,800	411,400	453,400	
52	231,900	277,600	322,400	366,900	385,600	412,000	453,800	
53	232,800	278,600	323,800	367,900	386,300	412,400	454,300	
54	233,800	279,600	325,300	369,000	387,000	412,700	454,700	
55	234,500	280,600	326,800	370,100	387,700	413,000	455,000	
56	235,300	281,500	328,400	371,000	388,400	413,300	455,300	
57	236,100	282,600	329,900	371,900	389,000	413,500	455,600	
58	236,900	283,600	331,100	372,600	389,500	413,900	456,000	
59	237,700	284,700	332,200	373,300	390,100	414,200	456,300	
60	238,300	285,500	333,400	373,900	390,800	414,400	456,500	
61	238,700	286,400	334,300	374,200	391,300	414,700	456,800	
62	239,500	287,400	335,100	374,800	391,900	414,900		
63	240,200	288,400	335,900	375,500	392,500	415,200		
64	240,900	289,300	336,700	376,200	393,100	415,500		
65	241,600	290,100	337,400	376,700	393,500	415,800		

66	242,400	290,800	337,800	377,400	394,200	416,100
67	242,800	291,700	338,600	378,100	394,800	416,300
68	243,200	292,600	339,300	378,600	395,400	416,600
69	243,600	293,300	339,900	379,100	395,700	416,900
70	244,200	294,000	340,600	379,700	396,200	417,200
71	244,900	294,800	341,300	380,300	396,900	417,500
72	245,300	295,700	341,900	380,900	397,400	417,700
73	245,700	296,500	342,500	381,400	397,700	417,800
74	246,200	297,000	343,100	382,000	398,200	418,100
75	246,700	297,400	343,700	382,700	398,500	418,400
76	247,200	297,700	344,200	383,300	398,900	418,600
77	247,600	297,900	344,500	383,800	399,200	418,800
78	248,000	298,300	345,000	384,300	399,500	419,300
79	248,600	298,700	345,500	384,900	399,800	419,800
80	249,100	298,900	345,900	385,400	400,000	420,300
81	249,600	299,100	346,300	385,900	400,200	420,700
82	250,200	299,400	346,800	386,500	400,600	421,000
83	250,600	299,600	347,300	386,900	400,900	421,600
84	251,200	299,800	347,800	387,300	401,100	422,300
85	251,700	300,100	348,200	387,700	401,300	422,800
86	252,100	300,400	348,600	388,200	401,900	423,100
87	252,500	300,700	349,100	388,600	402,600	423,700
88	252,900	301,000	349,500	388,900	403,300	424,400
89	253,500	301,300	349,800	389,400	403,700	424,800
90	254,000	301,600	350,300	390,000	404,200	
91	254,400	302,000	350,800	390,500	404,600	
92	254,800	302,300	351,200	390,900	405,200	
93	255,100	302,500	351,400	391,100	405,700	

94	302,800	351,800	391,400	406,300
95	303,200	352,300	391,800	407,000
96	303,600	352,700	392,200	407,700
97	303,800	352,800	392,500	408,200
98	304,100	353,300	393,000	408,800
99	304,400	353,600	393,400	409,500
100	304,800	354,000	393,800	410,200
101	305,000	354,400	394,100	410,700
102	305,400	354,800		
103	305,800	355,200		
104	306,100	355,500		
105	306,300	356,000		
106	306,600	356,400		
107	307,000	356,800		
108	307,300	357,200		
109	307,500	357,600		
110	307,900	357,900		
111	308,300	358,300		
112	308,600	358,600		
113	308,700	359,100		
114	309,100			
115	309,300			
116	309,700			
117	309,900			
118	310,100			
119	310,400			
120	310,600			
121	310,900			

	122		311,200						
	123		311,500						
	124		311,800						
	125		312,100						
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
用短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円
務職員		192,700	221,000	262,000	281,900	297,400	323,300	366,300	400,500

別表第2（第4条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円	円	円	円
用短時間勤	1	191,700	207,200	231,900	269,700	307,600	333,000	359,900
務職員以外	2	193,500	208,900	233,900	271,100	309,700	335,200	362,200
の職員	3	195,200	210,600	235,800	272,300	311,700	337,200	364,400
	4	196,900	212,400	237,600	273,600	313,800	339,500	366,400
	5	198,500	214,100	239,400	275,100	315,500	341,500	368,300
	6	200,000	216,300	240,900	276,400	317,400	343,200	370,400
	7	201,800	218,500	242,400	277,800	319,500	344,900	372,200
	8	203,700	220,700	244,000	279,100	321,500	346,600	374,000
	9	205,400	222,800	245,900	280,400	323,200	348,300	375,900
	10	207,100	225,000	247,500	281,700	325,200	350,500	377,900
	11	209,000	227,100	249,100	282,900	327,300	352,900	380,100
	12	210,700	229,100	250,600	284,300	329,500	355,000	382,100
	13	212,400	231,300	252,300	285,700	331,200	356,800	384,100
	14	214,400	233,100	254,200	287,000	333,000	358,800	386,100
	15	216,500	234,600	256,100	288,000	334,700	360,600	388,200

16	218,500	236,200	257,900	289,000	336,400	362,700	390,400
17	220,700	237,900	259,100	289,800	338,100	364,700	392,100
18	222,700	239,400	260,700	291,200	340,300	366,800	394,200
19	224,800	240,700	262,100	292,500	342,500	368,700	396,300
20	226,700	242,200	263,400	293,800	344,600	370,800	398,400
21	229,300	243,800	264,800	294,600	346,400	372,700	400,100
22	231,100	245,300	265,800	295,900	348,300	374,600	402,000
23	232,500	246,800	267,000	297,100	350,000	376,500	404,000
24	234,200	248,400	267,900	298,200	352,000	378,500	406,100
25	236,100	249,900	268,900	299,000	353,800	380,200	407,900
26	237,400	251,500	270,300	300,800	355,800	382,300	409,800
27	238,700	253,100	271,400	302,600	357,900	384,400	411,800
28	239,900	254,700	272,300	304,700	359,900	386,500	413,800
29	241,600	255,900	273,400	306,500	361,700	388,300	415,800
30	243,300	257,400	274,300	308,200	363,800	390,400	417,500
31	244,900	258,800	275,500	310,000	365,700	392,400	419,100
32	246,400	260,200	276,500	311,800	367,600	394,500	420,900
33	248,000	261,400	277,200	313,100	369,300	396,400	422,600
34	249,700	262,400	278,300	314,700	371,400	398,500	424,100
35	251,300	263,500	279,100	316,400	373,400	400,600	425,600
36	252,900	264,500	280,200	318,200	375,400	402,700	427,100
37	254,300	265,700	281,000	319,600	377,200	404,400	428,300
38	255,800	267,000	282,100	321,200	379,300	405,900	429,800
39	257,200	268,200	282,800	322,700	381,300	407,400	431,300
40	258,500	269,400	283,500	324,500	383,300	408,800	432,800
41	259,600	270,800	284,200	326,000	385,500	409,800	434,300
42	260,500	271,700	285,600	327,500	387,600	411,100	435,600
43	261,500	272,900	287,000	329,000	389,600	412,100	436,800

44	262,400	274,200	288,000	330,500	391,700	413,100	438,100
45	263,200	274,900	288,800	332,000	393,400	413,900	438,900
46	264,200	276,100	290,000	333,800	395,200	415,100	439,700
47	265,100	277,000	291,400	335,400	396,800	416,300	440,500
48	265,900	278,200	292,800	337,100	398,500	417,500	441,300
49	266,500	278,900	294,000	338,500	399,900	418,600	442,000
50	267,400	280,200	295,500	339,900	400,600	419,400	442,500
51	268,300	281,000	297,000	341,500	401,600	420,200	442,900
52	269,300	281,700	298,600	343,100	402,800	420,900	443,200
53	269,800	282,400	299,700	344,600	403,900	421,300	443,400
54	271,000	283,600	301,300	346,300	405,000	422,000	443,900
55	271,800	284,600	302,700	347,900	406,200	422,700	444,200
56	272,900	285,400	304,300	349,500	407,400	423,400	444,500
57	273,700	286,100	305,500	350,700	408,700	424,000	444,700
58	274,500	287,200	307,300	352,400	409,400	424,500	445,000
59	275,200	288,700	308,800	354,100	410,200	425,100	445,300
60	275,900	289,800	310,200	355,800	410,900	425,700	445,600
61	276,600	291,000	311,300	357,100	411,500	426,100	445,800
62	277,500	292,300	313,000	358,800	412,200	426,700	446,100
63	278,300	293,700	314,400	360,500	412,900	427,300	446,400
64	279,300	295,100	315,700	362,300	413,600	427,800	446,700
65	279,800	296,300	317,100	363,900	413,900	428,300	447,100
66	280,700	297,600	318,700	365,500	414,600	428,800	447,400
67	281,900	298,500	320,400	367,000	415,300	429,300	447,700
68	283,100	299,900	321,800	368,500	415,800	429,800	448,000
69	283,900	301,100	323,100	369,800	416,100	430,100	448,200
70	284,900	302,700	324,500	371,300	416,700	430,400	448,500
71	286,200	303,900	325,800	372,600	417,300	430,700	448,800

72	287,400	305,200	327,200	374,100	417,800	431,000	449,000
73	288,400	306,100	328,300	375,100	418,300	431,300	449,200
74	289,600	307,400	329,800	376,400	418,700	431,600	449,500
75	290,500	308,500	331,400	377,700	419,200	431,900	449,800
76	291,800	309,500	333,100	378,900	419,800	432,200	450,100
77	292,700	310,500	334,700	380,400	420,100	432,400	450,300
78	293,700	311,900	336,400	381,600	420,700	432,800	450,700
79	294,600	313,400	338,000	382,800	421,300	433,100	451,000
80	295,700	314,700	339,700	383,900	421,800	433,300	451,300
81	296,200	315,800	341,300	384,900	422,000	433,500	451,500
82	297,400	317,200	342,900	386,100	422,500	433,800	451,800
83	298,300	318,400	344,600	387,300	423,000	434,100	452,100
84	299,100	319,700	346,200	388,600	423,500	434,300	452,400
85	300,200	320,800	347,700	389,600	423,800	434,500	453,100
86	301,300	322,200	349,300	390,200	424,300	434,800	
87	302,500	323,700	350,800	390,800	424,600	435,100	
88	303,500	325,200	352,200	391,300	424,900	435,300	
89	304,400	326,400	353,400	391,900	425,200	435,500	
90	305,600	327,900	354,800	392,500	425,700	435,800	
91	306,600	329,400	356,000	393,100	426,100	436,100	
92	307,700	330,900	357,400	393,700	426,500	436,400	
93	308,500	332,100	358,700	394,100	426,800	436,600	
94	309,500	333,500	360,200	394,700	427,200	436,900	
95	310,700	334,800	361,700	395,200	427,600	437,200	
96	312,000	336,200	363,100	395,700	428,000	437,400	
97	312,900	337,300	364,600	396,000	428,300	437,600	
98	314,100	338,700	365,800	396,600	428,700	437,900	
99	315,300	339,900	367,000	397,200	429,100	438,200	

100	316,500	341,200	368,200	397,800	429,500	438,400
101	317,500	342,500	369,200	398,000	429,900	438,600
102	318,600	343,600	370,400	398,500	430,300	
103	319,600	344,700	371,600	399,000	430,700	
104	320,700	345,800	372,700	399,500	431,000	
105	321,700	346,900	373,900	399,800	431,400	
106	322,400	348,000	374,500	400,300		
107	323,000	349,100	375,100	400,800		
108	323,500	350,100	375,700	401,100		
109	323,900	351,100	376,300	401,400		
110	324,500	352,100	376,800	401,900		
111	325,000	353,100	377,300	402,400		
112	325,500	354,100	377,800	402,900		
113	326,300	354,900	378,100	403,200		
114	327,000	355,900	378,500	403,700		
115	327,700	356,900	379,100	404,200		
116	328,400	357,900	379,700	404,700		
117	328,900	359,000	380,000	405,000		
118	329,700	359,400	380,500	405,500		
119	330,500	360,000	381,100	406,000		
120	331,300	360,600	381,600	406,500		
121	331,800	361,100	381,700	407,000		
122	332,300	361,600	382,300	407,400		
123	332,800	362,100	382,800	407,900		
124	333,300	362,600	383,300	408,400		
125	333,500	362,900	383,800	408,900		
126		363,400	384,300	409,300		
127		363,900	384,800	409,800		



	128		364,400	385,300	410,300			
	129		364,800	385,600	410,800			
	130			386,100				
	131			386,600				
	132			387,100				
	133			387,300				
	134			387,800				
	135			388,300				
	136			388,800				
	137			389,100				
	138			389,600				
	139			390,100				
	140			390,600				
	141			390,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		247,900	259,800	264,200	296,900	313,500	327,800	352,300

第2条 郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得</p>	<p>(期末手当) 第25条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、管理者が規則で定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額）に、基</p>

た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）は、令和5年4月1日から適用

準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とし、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第26条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山地方広域消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当を改定する。

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年郡山地方広域消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	165,300	211,800
2	166,400	213,500
3	167,600	215,200
4	168,700	216,500
5	169,900	218,100
6	171,100	219,900
7	172,200	221,300
8	173,300	222,900
9	174,400	224,400
10	175,700	225,900
11	177,000	227,100
12	178,400	228,600
13	179,700	229,900
14	181,100	231,400

15		182,400	232,700
16		183,900	234,300
17		185,200	236,100
18		186,600	237,400
19		188,000	239,100
20		189,400	240,400
21		190,900	241,900
22		193,200	243,500
23		195,500	244,900
24		197,800	246,400
25		200,500	247,800
26		202,100	249,300
27		203,900	250,700
28		205,600	251,800
29		207,100	252,900
30		207,700	254,000
31		209,500	255,000
32		210,500	256,100
33		211,800	257,200
34		213,200	258,500
35		214,400	259,300
36		215,400	259,900
37		216,700	260,600
38		218,100	261,800
39		219,100	263,200
40		220,100	264,400
41		221,600	265,500
42		222,600	266,600

43	223,600	267,900
44	224,500	269,000
45	225,400	270,000
46	226,300	271,200
47	227,200	272,400
48	228,000	273,400
49	229,100	274,400
50	230,000	275,600
51	230,900	276,500
52	231,900	277,600
53	232,800	278,600
54	233,800	279,600
55	234,500	280,600
56	235,300	281,500
57	236,100	282,600
58	236,900	283,600
59	237,700	284,700
60	238,300	285,500
61	238,700	286,400
62	239,500	287,400
63	240,200	288,400
64	240,900	289,300
65	241,600	290,100
66	242,400	290,800
67	242,800	291,700
68	243,200	292,600
69	243,600	293,300
70	244,200	294,000

71	244,900	294,800
72	245,300	295,700
73	245,700	296,500
74	246,200	297,000
75	246,700	297,400
76	247,200	297,700
77	247,600	297,900
78	248,000	298,300
79	248,600	298,700
80	249,100	298,900
81	249,600	299,100
82	250,200	299,400
83	250,600	299,600
84	251,200	299,800
85	251,700	300,100
86	252,100	300,400
87	252,500	300,700
88	252,900	301,000
89	253,500	301,300
90	254,000	301,600
91	254,400	302,000
92	254,800	302,300
93	255,100	302,500
94		302,800
95		303,200
96		303,600
97		303,800
98		304,100

99		304,400
100		304,800
101		305,000
102		305,400
103		305,800
104		306,100
105		306,300
106		306,600
107		307,000
108		307,300
109		307,500
110		307,900
111		308,300
112		308,600
113		308,700
114		309,100
115		309,300
116		309,700
117		309,900
118		310,100
119		310,400
120		310,600
121		310,900
122		311,200
123		311,500
124		311,800
125		312,100

備考 職務の内容、勤務時間その他の勤務条件を考慮し、規則で定める特別の事情があると認められる者の給料月額は、この表の額に10,000円を超えな



い範囲内において規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

第2条 郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げるもの(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号に掲げるもの(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(規則で定めるものを除く。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</u></p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p> <p><u>第23条の2 給与条例第26条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイ</u></p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第2号に掲げるもの(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号に掲げるもの(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬<u>及び</u>期末手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>

ム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。  
この場合において、第26条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）は、令和5年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山地方広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提 案 要 旨)

会計年度任用職員の給料表を改定するとともに、勤勉手当の支給に伴い、所要の改正を行う。

令和6年度郡山地方広域消防組合一般会計予算

令和6年度郡山地方広域消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,166,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,352,963
	1 分担金	4,336,750
	2 負担金	16,213
2 使用料及び手数料		5,249
	1 手数料	5,249
3 国庫支出金		29,399
	1 国庫補助金	29,399
4 県支出金		966
	1 県補助金	966
5 財産収入		572
	1 財産運用収入	571
	2 財産売払収入	1
6 繰入金		155,477
	1 基金繰入金	155,477
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		6,502
	1 組合預金利子	100
	2 雑入	6,402
9 組合債		605,000
	1 組合債	605,000
歳 入	合 計	5,166,128

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,771
	1 議会費	1,771
2 総務費		154,847
	1 総務管理費	154,840
	2 監査委員費	7
3 消防費		4,794,360
	1 消防費	4,794,360
4 公債費		197,150
	1 公債費	197,150
5 予備費		18,000
	1 予備費	18,000
歳 出	合 計	5,166,128

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 Z E B 化改修業務	千円 638,800	6	千円 324,400
				7	314,400
		消防指令センター（消防救急デジタル無線）部分更新事業	1,416,782	6	219,395
				7	1,197,387

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公用車賃借料 (令和6年度分)	令和6年度から 令和11年度まで	千円 3,816



第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	千円 605,000	(1) 借入方法 普通貸借又は債券発行債券の発行価格は、管理者が定める。 (2) 借入資金 政府資金その他	5.00%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内 (うち据置5年以内)の期間において資金の融通条件並びに管理者の定めるところにより償還する。ただし、組合財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えをすることができるものとする。
合 計	605,000			

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	4,352,963	4,261,317	91,646
2 使用料及び手数料	5,249	4,344	905
3 国庫支出金	29,399	26,532	2,867
4 県支出金	966	1,451	△485
5 財産収入	572	561	11
6 繰入金	155,477	109,776	45,701
7 繰越金	10,000	10,000	0
8 諸収入	6,502	5,595	907
9 組合債	605,000	27,600	577,400
歳入合計	5,166,128	4,447,176	718,952

(歳出)

(単位 千円)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
1 議会費	1,771	568	1,203				1,771
2 総務費	154,847	169,531	△14,684			65	154,782
3 消防費	4,794,360	4,067,504	726,856	30,365	605,000	180,983	3,978,012
4 公債費	197,150	191,573	5,577			67,750	129,400
5 予備費	18,000	18,000	0				18,000
歳 出 合 計	5,166,128	4,447,176	718,952	30,365	605,000	248,798	4,281,965

郡山地方広域消防組合一般会計

## 2 歳入

### (款) 1 分担金及び負担金

#### (項) 1 分担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費分担金	4,336,750	4,240,581	96,169	1 消防費分担金	4,336,750	組合構成市町分担金 4,269,000 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金 25,489 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金 42,261
計	4,336,750	4,240,581	96,169			

### (款) 1 分担金及び負担金

#### (項) 2 負担金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費負担金	16,213	20,736	△ 4,523	1 消防費負担金	16,213	給与費負担金 16,213
計	16,213	20,736	△ 4,523			

### (款) 2 使用料及び手数料

#### (項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防手数料	5,249	4,344	905	1 消防手数料	5,249	危険物製造所等設置許可手数料 5,205 り災、救急搬送証明等手数料(郡山) 24

1款 分担金及び負担金

2款 使用料及び手数料

## (款) 2 使用料及び手数料

## (項) 1 手数料

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防手数料						り災、救急搬送証明等手数料(田村) 6 防火管理講習修了証明等手数料 10 公文書等開示関係手数料 3 行政不服審査関係手数料 1
計	5,249	4,344	905			

## (款) 3 国庫支出金

## (項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費国庫補助金	29,399	26,532	2,867	1 消防費国庫補助金	29,399	緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 27,138 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 2,261
計	29,399	26,532	2,867			

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防費県補助金	966	1,451	△ 485	1 消防費県補助金	966	福島県救急業務高度化推進事業補助金 966

2款 使用料及び手数料

3款 国庫支出金

4款 県支出金

## (款) 4 県支出金

## (項) 1 県補助金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	966	1,451	△ 485			

## (款) 5 財産収入

## (項) 1 財産運用収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	506	507	△ 1	1 土地建物貸付収入	506	建物貸付収入 506
2 利子及び配当金	65	53	12	1 利子及び配当金	65	財政調整基金利子 18 退職手当基金利子 47
計	571	560	11			

## (款) 5 財産収入

## (項) 2 財産売払収入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 物品売払収入	1	1	0	1 物品売払収入	1	物品売払収入 1
計	1	1	0			

4款 県支出金

5款 財産収入

## (款) 6 繰入金

## (項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 退職手当基金繰入金	155,477	109,776	45,701	1 退職手当基金繰入金	155,477	退職手当基金繰入金 155,477
計	155,477	109,776	45,701			

## (款) 7 繰越金

## (項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	10,000	10,000	0	1 繰越金	10,000	前年度繰越金 10,000
計	10,000	10,000	0			

## (款) 8 諸収入

## (項) 1 組合預金利子

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 組合預金利子	100	100	0	1 組合預金利子	100	組合預金利子 100
計	100	100	0			

6款 繰入金

7款 繰越金

8款 諸収入

(款) 8 諸収入  
(項) 2 雑入

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	6,402	5,495	907	1 実費徴収金	1	複写経費実費収入 1
				2 雑入	6,401	高速道路救急業務支弁収入 2,848 私用電話料 4 福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成金 1,640 福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金 419 福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金 1,295 積雪観測業務受託料 15 雇用保険料個人負担分 121 私用光熱水料 59
計	6,402	5,495	907			

(款) 9 組合債  
(項) 1 組合債

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 消防債	605,000	27,600	577,400	1 消防債	605,000	消防施設整備事業債 605,000
計	605,000	27,600	577,400			

8款 諸収入

9款 組合債



### 3 歳出

#### (款) 1 議会費

##### (項) 1 議会費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 議会費	1,771	568	1,203	一般財源 1,771	8 旅費	1,711	◎議員費 1,771
					9 交際費	50	
					10 需用費	10	
計	1,771	568	1,203	一般財源 1,771			

#### (款) 2 総務費

##### (項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 基金費	154,840	169,520	△14,680	特定財源 65	24 積立金	154,840	◎財政調整基金費 19 ◎退職手当基金費 154,821
				その他 65			
				一般財源 154,775			
特定財源の内訳							
				(他) 財政調整基金利子 18			
				(他) 退職手当基金利子 47			
計	154,840	169,520	△14,680	特定財源 65 その他 65 一般財源 154,775			

1款 議会費

2款 総務費

## (款) 2 総務費

## (項) 2 監査委員費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 監査委員費	7	11	△4	一般財源 7	8 旅費	7	◎監査委員費 7
計	7	11	△4	一般財源 7			

## (款) 3 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明				
					区分	金額					
1 常備消防費	4,235,736	3,937,481	298,255	特定財源 350,760	1 報酬	3,472	◎職員給与費 3,503,719				
				国・県 5,277	2 給料	1,560,204	◎職員研修費 13,937				
				組合債 164,500	3 職員手当等	1,352,946	◎職員福利厚生費 21,143				
				その他 180,983	4 共済費	587,095	◎職員管理費 5,879				
				一般財源 3,884,976	7 報償費	988	◎ほう償及び表彰費 197				
					8 旅費	11,055	◎一般管理費 25,386				
					9 交際費	100	◎署所運営管理費 113,984				
					10 需用費	216,214	◎職員被服給貸与費 22,514				
					11 役務費	43,902	◎訴訟等事務費 594				
					12 委託料	357,971	◎地方公会計制度活用				
					13 使用料及び 賃借料	59,828	・検証事業費 220				
					17 備品購入費	25,151	◎個人情報保護費 47				
							◎情報公開費 47				
				特定財源の内訳							
							(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 2,050				
							(国) 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 2,261				
							(県) 福島県救急業務高度化推進事業補助金 966				
			(組合債) 消防施設整備事業債 164,500								
			(他) 給与費負担金 16,213								
			(他) 危険物製造所等設置許可手数料 5,205								

2款 総務費

3款 消防費

## (款) 3 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度内の 財源内訳	節		説明			
					区分	金額				
1 常備消防費	(他) り災、救急搬送証明等手数料 (郡山)			24	18 負担金補助 及び交付金	14,789	◎行政不服審査費	45		
	(他) り災、救急搬送証明等手数料 (田村)			6			◎広聴広報費	4,661		
	(他) 防火管理講習修了証明等手数料			10	26 公課費	2,021	◎予防活動管理費	3,340		
	(他) 公文書等開示関係手数料			3			◎危険物規制検査活動 管理費	978		
	(他) 行政不服審査関係手数料			1			◎査察調査活動管理費	878		
	(他) 建物貸付収入			506			◎火災原因調査活動管 理費	517		
	(他) 退職手当基金繰入金			155,477			◎警防活動管理費	44,537		
	(他) 私用電話料			4			◎救急活動管理費	44,054		
	(他) 福島県市町村職員共済組合生活習慣病検診助成 金			1,640			◎救助活動管理費	14,267		
	(他) 福島県市町村職員共済組合厚生事業助成金			419			◎水防活動管理費	2,853		
	(他) 福島県市町村職員共済組合人間ドック助成金			1,295			◎消防車両運行管理費	56,557		
	(他) 雇用保険料個人負担分			121			◎通信指令活動管理費	100,736		
	(他) 私用光熱水料			59			◎消防ICT推進管理 費	35,251		
									◎消防指令センター (消防救急デジタル無線) 更新事業費	219,395

3款 消防費

## (款) 3 消防費

## (項) 1 消防費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明		
					区分	金額			
2 消防施設費	558,624	130,023	428,601	特定財源	465,588	8 旅費	131	◎消防庁舎維持補修費	17,911
				国・県	25,088	10 需用費	6,015	◎消防庁舎改修費	332,540
				組合債	440,500	11 役務費	60	◎消防車両整備事業費	208,173
				一般財源	93,036	12 委託料	12,500		
						14 工事請負費	331,930		
						17 備品購入費	207,988		
	特定財源の内訳								
	(国) 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金			25,088					
	(組合債) 消防施設整備事業債			440,500					
計	4,794,360	4,067,504	726,856	特定財源	816,348				
				国・県	30,365				
				組合債	605,000				
				その他	180,983				
				一般財源	3,978,012				

3款 消防費

## (款) 4 公債費

## (項) 1 公債費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の内訳	節		説明
					区分	金額	
1 元金	193,401	186,619	6,782	特定財源 65,516	22 償還金利子 及び割引料	193,401	◎本年度償還元金 193,401
				その他 65,516			
				一般財源 127,885			
	特定財源の内訳						
	(他) 組合債に伴う普通交付税算入に係る分担金			25,489			
	(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金			40,027			
2 利子	3,749	4,954	△1,205	特定財源 2,234	22 償還金利子 及び割引料	3,749	◎本年度償還利子 3,749
				その他 2,234			
				一般財源 1,515			
	特定財源の内訳						
	(他) 田村消防署庁舎建設時の組合債償還に係る分担金			2,234			
計	197,150	191,573	5,577	特定財源 67,750			
				その他 67,750			
				一般財源 129,400			

4款 公債費

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

(単位 千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 予備費	18,000	18,000	0	一般財源 18,000			
計	18,000	18,000	0	一般財源 18,000			

5款 予備費

給 与 費 明 細 書

一般職  
(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本年度	(5) [2] 410	3,349	1,560,204	1,294,521	2,858,074	587,095	3,445,169	
前年度	(8) [2] 413	3,076	1,560,471	1,235,755	2,799,302	558,033	3,357,335	
比 較	(△ 3) [0] △ 3	273	△ 267	58,766	58,772	29,062	87,834	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員（外書き）、[ ]内は、会計年度任用職員（外書き）

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	超 過 勤 務 手 当 (千円)	休 日 給 (千円)	夜 勤 手 当 (千円)
	本 年 度	68,784	49,303	31,608	30,000	149,676	126,000	16,800
	前 年 度	69,084	50,321	30,720	28,977	151,705	121,500	20,210
	比 較	△ 300	△ 1,018	888	1,023	△ 2,029	4,500	△ 3,410
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	給 料 の 特 別 調 整 額 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	本 年 度	0	75	345,784	270,939	9,940	39,532	0
	前 年 度	0	75	338,255	262,863	10,405	41,261	0
	比 較	0	0	7,529	8,076	△ 465	△ 1,729	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)					
	本 年 度	603	155,477					
	前 年 度	603	109,776					
	比 較	0	45,701					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明 (千円)	備 考	
給 料	△ 267	給与改定に伴う増減分	24,508		
		昇給に伴う増加分	25,931		平均昇給率 1.95%
		その他の増減分	△ 50,706		
職員手当	58,766	制度改正に伴う増減分	15,605	期末手当 7,529 勤勉手当 8,076	
		その他の増減分	43,161	退職手当 45,701 その他 △ 2,540	



(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		消防職
令和6年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	310,021
	平均給与月額 (円)	414,074
	平均年齢 (歳)	37.98
令和5年 1月1日現在	平均給料月額 (円)	306,183
	平均給与月額 (円)	422,409
	平均年齢 (歳)	37.39

イ 初任給

区 分	消防職	国 の 制 度
	(円)	公安職 (円)
高校卒	178,100	191,700

ウ 級別職員数

区 分	行 政 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年 1月1日現在	1級	( )	( )	1級	( ) 97	( ) 23.7
	2級	( )	( )	2級	( 7) 121	(100.0) 29.5
	3級	( )	( )	3級	( ) 99	( ) 24.1
	4級	( )	( )	4級	( ) 40	( ) 9.8
	5級	( )	( )	5級	( ) 27	( ) 6.6
	6級	( )	( )	6級	( ) 19	( ) 4.6
	7級	( )	( )	7級	( ) 7	( ) 1.7
	8級	( ) 1	( ) 100.0			
	計	( ) 1	( ) 100.0	計	( 7) 410	(100.0) 100.0
令和5年 1月1日現在	1級	( )	( )	1級	( ) 109	( ) 26.4
	2級	( )	( )	2級	( 7) 113	(100.0) 27.4
	3級	( )	( )	3級	( ) 98	( ) 23.7
	4級	( )	( )	4級	( ) 41	( ) 9.9
	5級	( )	( )	5級	( ) 28	( ) 6.8
	6級	( )	( )	6級	( ) 20	( ) 4.8
	7級	( )	( )	7級	( ) 4	( ) 1.0
	8級	( ) 1	( ) 100.0			
	計	( ) 1	( ) 100.0	計	( 7) 413	(100.0) 100.0

( ) 内は、再任用短時間勤務職員 (外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区 分	消防職 1 級	消防職 2 級	消防職 3 級	消防職 4 級	消防職 5 級	消防職 6 級	消防職 7 級	行政職 8 級
職務内容	消 防 士	副 主 査	主 査	係 長	課長補佐	課 長	消防次長	消 防 長
		消防副士長		副 分 署 長	主任主査	副 署 長	参 事	参 与
				副分遣所長	分 署 長	基幹分署長	署 長	
				副救急所長	分遣所長	主 幹		
				主 任	救急所長	当 直 長		
					副当直長			

エ 昇給

区 分		合 計	消防職員	
本 年 度	職員数 (A) (人)	410	410	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	368	368	
	号給数別内訳	3号給 (人)	1	1
		4号給 (人)	335	335
		8号給 (人)	31	31
		12号給 (人)	1	1
比 率 (B) / (A) (%)	89.8	89.8		
前 年 度	職員数 (A) (人)	413	413	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	375	375	
	号給数別内訳	3号給 (人)	2	2
		4号給 (人)	340	340
		8号給 (人)	31	31
		12号給 (人)	2	2
比 率 (B) / (A) (%)	90.8	90.8		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.225	2.225	4.45		
前年度	(1.15)	(1.15)	(2.3)	有	
	2.175	2.175	4.35		
国の制度	(1.2)	(1.2)	(2.4)	有	
	2.250	2.250	4.50		

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続 の者(月分)	25年勤続 の者(月分)	35年勤続 の者(月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員	消 防 職
給料総額に対する比率 (%)	1.71	1.71
支給対象職員の比率 (%) (令和6年1月1日現在)	100.00	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称	火災防ぎょ等従事手当 救急業務従事手当 隔日勤務従事手当	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容	
		本組合	国
扶養手当	同		
住居手当	異	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 9,500円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円	1 借家・借間 (1) 基礎控除額 16,000円 (2) 全額支給限度額 11,000円 (3) 1/2加算限度額 17,000円
通勤手当	異	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし51,000円を超える場合は51,000円にその超える額の1/2の額を加算した額 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ~ 40,700円	1 支給対象者 片道2km以上の通勤者 2 交通機関利用者 実費支給、ただし支給限度額 55,000円 3 交通用具使用者 通勤距離により 月額 2,000円 ~ 31,600円

継続費調書

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円、%)

款	項	事業名	全 体 計 画					前々年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
					国県支出金	組 合 債	そ の 他							
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎 ZEB化改修 業務	6	324,400		289,200		35,200		324,400	324,400		50.8	
			7	314,400		280,200		34,200				314,400	49.2	
			計	638,800		569,400		69,400		324,400	324,400	314,400	100.0	
		消防指令セン ター（消防救 急デジタル無 線）部分更新 事業	6	219,395		164,500		54,895		219,395	219,395		15.5	
			7	1,197,387		1,197,300		87				1,197,387	84.5	
			計	1,416,782		1,361,800		54,982		219,395	219,395	1,197,387	100.0	

債務負担行為調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

1 当該年度設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
公用車賃借料 (令和6年度分)	3,816			令和6年度 令和11年度	3,816				3,816

## 2 前年度以前設定債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	8,826	令和5年度		令和6年度	8,826				8,826
仮眠用寝具賃借料	4,838	令和5年度		令和6年度	4,838				4,838
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,344	令和5年度		令和6年度	2,344				2,344
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	2,121	令和5年度		令和6年度	2,121				2,121
例規データベースシステム賃貸借料	9,504	令和4年度 令和5年度	1,112	令和6年度 令和9年度	8,392				8,392
消防本部庁舎LED照明器具賃貸借料	12,903	令和4年度 令和5年度	3,614	令和6年度 令和9年度	9,289				9,289
公用車賃借料	2,970	令和5年度	41	令和6年度 令和10年度	2,929				2,929
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	72,503	令和5年度		令和6年度	72,503				72,503
Live119システム使用料	264	令和5年度		令和6年度	264				264
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	198	令和5年度		令和6年度	198				198

郡山地方広域消防組合一般会計



(単位 千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 ( 見 込 ) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他	
Net119緊急通報システム使用料	9,240	令和2年度 令和5年度	6,864	令和6年度	2,376				2,376

(参考) 当該年度に期限が到来する債務負担行為

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	組 合 債	そ の 他	
庁舎清掃業務委託料	8,826	令和5年度		令和6年度	8,826				8,826
仮眠用寝具賃借料	4,838	令和5年度		令和6年度	4,838				4,838
自家用電気工作物保安管理業務委託料	2,344	令和5年度		令和6年度	2,344				2,344
消防本部庁舎エレベーター保守管理業務委託料	2,121	令和5年度		令和6年度	2,121				2,121
消防指令センター設備及び消防救急デジタル無線システム保守管理業務委託料	72,503	令和5年度		令和6年度	72,503				72,503
Live119システム使用料	264	令和5年度		令和6年度	264				264
119番通報に係る多言語通訳業務委託料	198	令和5年度		令和6年度	198				198
Net119緊急通報システム使用料	9,240	令和2年度 令和5年度	6,864	令和6年度	2,376				2,376

地方債調書

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における  
現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	1,359,031	1,197,612	605,000	193,401	1,609,211
(1) 消防	1,359,031	1,197,612	605,000	193,401	1,609,211
合計	1,359,031	1,197,612	605,000	193,401	1,609,211



( 予 算 資 料 )

# 1 令和6年度一般会計歳出予算前年度対比表

(単位 千円、%)

会 計 名	本年度予算額	前年度当初予算額	対前年度比率	比較増減額	前年度現計予算額	比較増減額
一 般 会 計	5,166,128	4,447,176	116.2	718,952	4,584,365	581,763
合 計	5,166,128	4,447,176	116.2	718,952	4,584,365	581,763

## 2 一般会計歳入歳出予算前年度対比表

(歳入)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 分担金及び負担金	4,352,963	84.3	4,261,317	95.8	4,261,303	93.0	91,646	102.2	91,660	102.2
2 使用料及び手数料	5,249	0.1	4,344	0.1	4,344	0.1	905	120.8	905	120.8
3 国庫支出金	29,399	0.6	26,532	0.6	25,853	0.6	2,867	110.8	3,546	113.7
4 県支出金	966	0.0	1,451	0.1	1,451	0.0	△ 485	66.6	△ 485	66.6
5 財産収入	572	0.0	561	0.0	521	0.0	11	102.0	51	109.8
6 繰入金	155,477	3.0	109,776	2.5	209,573	4.6	45,701	141.6	△ 54,096	74.2
7 繰越金	10,000	0.2	10,000	0.2	49,121	1.1	0	100.0	△ 39,121	20.4
8 諸収入	6,502	0.1	5,595	0.1	6,999	0.1	907	116.2	△ 497	92.9
9 組合債	605,000	11.7	27,600	0.6	25,200	0.5	577,400	2,192.0	579,800	2,400.8
歳 入 合 計	5,166,128	100.0	4,447,176	100.0	4,584,365	100.0	718,952	116.2	581,763	112.7

(歳出)

(単位 千円、%)

款	本 年 度		前 年 度				比 較 増 減 額			
	予 算 額	構成率	当初予算額	構成率	現計予算額	構成率	対当初予算額		対現計予算額	
							増 減 額	対前年度 比率	増 減 額	対前年度 比率
1 議会費	1,771	0.0	568	0.0	568	0.0	1,203	311.8	1,203	311.8
2 総務費	154,847	3.0	169,531	3.8	219,054	4.8	△ 14,684	91.3	△ 64,207	70.7
3 消防費	4,794,360	92.8	4,067,504	91.5	4,155,455	90.6	726,856	117.9	638,905	115.4
4 公債費	197,150	3.8	191,573	4.3	191,288	4.2	5,577	102.9	5,862	103.1
5 予備費	18,000	0.4	18,000	0.4	18,000	0.4	0	100.0	0	100.0
歳 出 合 計	5,166,128	100.0	4,447,176	100.0	4,584,365	100.0	718,952	116.2	581,763	112.7



### 3 一般会計歳出予算節別一覧表

(単位 千円)

款名 節名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 報酬			3,472			3,472	3,319
2 給料			1,560,204			1,560,204	1,560,471
3 職員手当等			1,352,946			1,352,946	1,285,070
4 共済費			587,095			587,095	558,033
7 報償費			988			988	1,827
8 旅費	1,711	7	11,186			12,904	14,676
9 交際費	50		100			150	150
10 需用費	10		222,229			222,239	227,199
11 役務費			43,962			43,962	41,678
12 委託料			370,471			370,471	181,387
13 使用料及び賃借料			59,828			59,828	47,511
14 工事請負費			331,930			331,930	42,646
17 備品購入費			233,139			233,139	85,912
18 負担金補助及び交付金			14,789			14,789	16,372
22 償還金利子及び割引料				197,150		197,150	191,573
24 積立金		154,840				154,840	169,520
26 公課費			2,021			2,021	1,832
予備費					18,000	18,000	18,000
歳出合計	1,771	154,847	4,794,360	197,150	18,000	5,166,128	4,447,176

#### 4 一般会計歳出予算性質別分類表

(単位 千円)

款名 性質名	議会費	総務費	消防費	公債費	予備費	計	前年度 当初予算額
1 人件費			3,447,089			3,447,089	3,359,343
うち職員給			2,699,248			2,699,248	2,796,226
2 扶助費			58,425			58,425	49,315
3 公債費				197,150		197,150	191,573
4 物件費	1,771	7	687,762			689,540	491,503
5 維持補修費			17,911			17,911	40,131
6 補助費等			18,892			18,892	21,230
7 積立金		154,840				154,840	169,520
8 普通建設事業費			564,281			564,281	106,561
(1) 補助事業費			60,535			60,535	55,022
(2) 単独事業費			503,746			503,746	51,539
9 予備費					18,000	18,000	18,000
歳出合計	1,771	154,847	4,794,360	197,150	18,000	5,166,128	4,447,176

## 5 一般会計組合償還額調

(単位 千円)

会 計 名	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	備 考
		元 利 償 還 金			起 債 見 込 額		
		元 金	利 子	計			
一 般 会 計	1,197,612	193,401	3,749	197,150	605,000	1,609,211	
合 計	1,197,612	193,401	3,749	197,150	605,000	1,609,211	

## 6 令和6年度起債充当事業一覧表

(単位 千円)

会 計 名	事 業 名	事 業 費	左 の 財 源 内 訳				備 考
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	組 合 債	そ の 他		
一 般 会 計	消 防 施 設 整 備 事 業	749,083	25,088	605,000		118,995	
	合 計	749,083	25,088	605,000		118,995	

## 7 借入先別組合債現在高調（令和6年度末現在高見込額）

（単位 千円）

借入先名 会計名	財 務 省	郵便貯金・ 簡易生命保 険管理機構	地方公共団 体金融機構	共済組合等	市中銀行等	計	備 考
一 般 会 計	48,796	0	0	566,562	993,853	1,609,211	
合 計	48,796	0	0	566,562	993,853	1,609,211	

郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
 管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合監査委員に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があった場合は、当該請求又は要求があった日から7日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>(賠償責任を免除する場合に対する意見)</p> <p>第8条 法第243条の2の8第8項後段の規定による職員の賠償責任を免除する場合に対する意見は、当該意見を求められた日の翌日から起算して30日以内に管理者に提出するものとする。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第98条第2項、第199条第6項、第235条の2第2項、第242条第1項又は第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があった場合は、当該請求又は要求があった日から7日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>(賠償責任を免除する場合に対する意見)</p> <p>第8条 法第243条の2の2第8項後段の規定による職員の賠償責任を免除する場合に対する意見は、当該意見を求められた日の翌日から起算して30日以内に管理者に提出するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。



郡山地方広域消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 万里

郡山地方広域消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和48年郡山地方広域消防組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提 案 要 旨）

押印見直しに伴い、所要の改正を行う。





郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年郡山地方広域消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該<u>年度</u>の中途において新たに職員となるものその<u>年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で管理者が規則で定める日数</p> <p>(3) 当該<u>年度</u>の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、郡山地方広域消防組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他管理者が規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該<u>年</u>の中途において新たに職員となるものその<u>年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で管理者が規則で定める日数</p> <p>(3) 当該<u>年</u>の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、郡山地方広域消防組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他管理者が規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職</p>

在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の管理者が規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で管理者が規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、管理者が規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 （略）

期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の管理者が規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で管理者が規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、管理者が規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 （略）

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員のうち令和6年1月1日の前日から継続して職員である者又は同年1月1日から施行日の前日までに職員となった者が令和6年度において使用することができる年次有給休暇の日数は、この条例による改正後の郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定により令和6年において使用することができることとされた年次有給休暇の日数（同年1月1日から同年3月31日までの間に年次有給休暇を使用した場合にあっては、その日数を減じて得た日数）に5日（郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条第1項第1号に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し管理者が別に定める日数）を加えた日数とする。

3 前項の規定により令和6年度において使用することができることとされた年次有給休暇のうち改正前の条例第12条第2項の規定により令和5年から令和6年に繰り越された年次有給休暇に相当する日数に係るものについては、改正後の条例第12条第2項の規定により令和5年度から令和6年度に繰り越された年次有給休暇とみなし、令和7年度に繰り越すことができないものとする。

#### （提 案 要 旨）

職員の年次有給休暇に関し、付与の基準日及び単位を変更する。

郡山地方広域消防組合手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月7日提出

郡山地方広域消防組合  
管理者 品川 萬里

郡山地方広域消防組合手数料条例の一部を改正する条例

郡山地方広域消防組合手数料条例（平成12年郡山地方広域消防組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料を徴収する事務	名称	金額		手数料を徴収する事務	名称	金額	
1（略）				1（略）			
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア～オ（略）		2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(1) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア～オ（略）	
	(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根			(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き

の許可の申請に対する審査

蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 右に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,920,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

の許可の申請に対する審査

蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 右に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ右に定める金額	式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,590,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

蔵所 2,360,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,740,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,640,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,240,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリッ

蔵所 1,950,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,270,000円

危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 4,550,000円

危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 5,820,000円

危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリッ

		トル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 8,790,000円			トル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 7,070,000円
		カ～シ (略)			カ～シ (略)
	(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア～カ (略)		(3) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア～カ (略)
(略)			(略)		
備考 1・2 (略)			備考 1・2 (略)		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。